

令和5年第7回農業委員会総会議事録

令和5年7月3日
宮崎市農業委員会

1. 日 時 令和5年7月3日(月)

午後3時0開会

2. 場 所 第四庁舎9階会議室

3. 付議事件

[議 案]

議案第42号 農地法第3条許可について

議案第43号 農地法第4条許可について

議案第44号 農地法第5条許可に係る事業計画変更について

議案第45号 農地法第5条許可について

議案第46号 農用地利用集積等促進計画(案)について

議案第47号 農用地利用集積計画の決定について

[報 告]

報告第35号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項第7号)

報告第36号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項第6号)

報告第37号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項本文)

報告第38号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項本文)

報告第39号 相続等による権利移動について(農地法第3条の3)

4. 出席委員

| | | |
|--------------|----------------|--------------|
| 1 番 日 高 隆 志 | 2 番 岡 武 義 | 3 番 金 丸 忠 弘 |
| 4 番 久保田 章 生 | 5 番 鬼 塚 健 太 | 7 番 川 越 定 光 |
| 8 番 川 崎 和 久 | 9 番 松 田 実 | 10 番 川 越 忠 次 |
| 11 番 長 友 紘 子 | 12 番 川 越 正 彦 | 13 番 岡 原 明 美 |
| 14 番 持 原 義 信 | 16 番 佐 藤 裕 次 郎 | 17 番 片 上 英 行 |
| 18 番 高 間 秀 一 | 19 番 川 越 達 也 | 20 番 前 田 峰 子 |
| 21 番 中 村 和 寛 | 22 番 外 薊 香 | 23 番 蛭 原 安 徳 |
| 24 番 松 田 真 郎 | | |

5. 欠席委員

| | |
|-------------|--------------|
| 6 番 川 野 富 男 | 15 番 小 倉 俊 博 |
|-------------|--------------|

6. 事務局出席者

| | | | | |
|-----------|---|---------|-----------|---------|
| 局 | 長 | 高 吉 哲 生 | 主幹兼農地調整係長 | 加 藤 寿 雄 |
| 次 | 長 | 西 領 敏 一 | | |
| 次長補佐兼総務係長 | | 長谷川 恒 徳 | | |
| 総務係主任主事 | | 藤 岡 拓 麻 | | |

7. 市長部局出席者

な し

署名委員

議長 松田 実 

委員 久保田 章生 

委員 中村 和寛 

午後 3 時 0 分開会

○議長（松田） これより令和 5 年第 7 回宮崎市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、6 番川野富男委員、15 番小倉俊博委員から欠席の届出がありました。定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

それでは、まず、本日の議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員は、4 番久保田章生委員、21 番中村和寛委員を指名いたします。

それでは、日程第 2、議案審議ですが、議案全般につきまして、事務局次長に説明させます。

○事務局（西領） 本日の日程でございますが、お手元に総会の会期及び議事日程等を配付させていただいております。

議案につきましては、特別な事情がない限りは、これまでのとおり 1 ページごとの審議でお願いしたいと考えております。

それでは、提出議案につきまして御説明いたします。

議案書表紙の裏面を御覧ください。本日は 6 議案の御審議をお願いいたします。

議案第 42 号「農地法第 3 条許可について」は 24 件でございます。

議案第 43 号「農地法第 4 条許可について」は 3 件でございます。

議案第 44 号「農地法第 5 条許可に係る事業計画変更について」は 1 件でございます。

議案第 45 号「農地法第 5 条許可について」は 17 件でございます。

議案第 46 号「農用地利用集積等促進計画（案）について」は 10 件でございます。

議案第 47 号「農用地利用集積計画の決定について」は 51 件でございます。

以上、審議件数は 106 件となっております。

なお、農地法第 3 条及び農地利用集積等促進計画（案）、農地利用集積計画による担い手への農地集積面積は、14 万 2,882.30 平方メートルでございます。そのうち、委員の関わりによる農地集積面積は、9 万 8,999.30 平方メートルでございます。

説明は以上でございます。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（松田） 議案第 42 号農地法第 3 条許可について、1 ページを議題とします。

○事務局（加藤） 農地法第 3 条許可について御説明いたします。

農地法第3条許可の審議につきましては、農地法第3条第2項各号に規定する許可基準に合致するかどうかを審査しています。

今回、係る基準を充足すると認められた案件について申請を受理し、議案として上程しております。

なお、認定農業者等が受人となっている案件については、その旨を備考欄に記載しております。

今回、2名の認定農業者が基盤強化促進法ではなく、3条申請となりました。4ページの番号110、5ページの番号116、6ページの番号117が該当しますが、番号110、117は許可の時期を勘案の上検討したため、番号116は基盤強化法と3条申請の手続方法や許可の時期等を勘案の上検討したため、3条申請を選択した案件となっております。

それでは、主な案件について御説明いたします。

番号96を御覧ください。

本案件は「その他の使用収益権」を設定する申請です。通常、農地を売買・貸し借りする場合、所有権、賃貸借権、使用貸借権、地上権など、法律が名前をつけて既定している権利を使って申請を行います。ですが、これらの権利に当てはまらない権利を独自に設定したい場合、契約自由の原則により、渡人と受人との間で自由に契約を締結し、農業委員会へ「その他の使用収益権設定」として許可申請することもできます。

本案件は「割賦売買契約に基づく使用収益権設定」の申請です。これは、まず公社と受人とで土地の売買についての契約を結び、受人が売買代金を分割して支払い、その間、農地を耕作する権利を持ちますが、実際の所有権移転は売買代金完済後にしか行わないという権利設定です。

本案件では、まず受人が令和5年7月31日までに手付金及び内入金を支払い、その後、令和5年12月から令和14年12月までの約10年間、毎年20万804円の年賦金を支払いながら耕作するという契約内容となっております。

通常、農業振興公社が農地を売り渡す場合は、農業経営基盤強化促進法による利用集積計画決定を行います。ですが、基盤強化法には、このような所有権や貸借権に当

てはまらない「その他の使用収益権」の設定を行う規定がありません。そのため、今回は農地法第3条での申請となっております。

また、通常の賃貸借権との違いについて説明しますと、公社と受入とが結ぶ契約の中に、契約解除についての規定があります。例えば、受入が3か月以上年賦金を支払わない、または受入が破産した、など5つの事項のいずれかに該当した場合、公社が直ちに契約を解除し、農地の明け渡しを請求できるという規定です。通常の賃貸借契約であれば、土地の所有者が一方的に解約する場合は、農業委員会で審議の上、県知事の許可がなければ解約できないというふうになっておりますので、この点が通常の賃貸借権とは大きく違うところです。

なお、10年後、売買代金の支払いを完了した後は、改めて農地法第3条の許可を受けて所有権移転を行うこととなっております。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、2ページを議題とします。

○事務局（加藤） 番号100を御覧ください。

本案件の渡人は、相続財産清算人となっております。相続財産清算人とは、死亡者が天涯孤独で相続人が不在の場合や、相続人全員が相続放棄し、相続人がいない場合などに、相続人に代わって相続財産を清算する人のことです。相続財産清算人は、相続放棄した人や利害関係人などの申立てにより、家庭裁判所により選任されます。本案件は、相続財産清算人により管理された農地について、今般売買することになったことから、農地法第3条申請に至ったものです。

同様に、渡人が相続財産清算人となっている案件は、番号101です。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○14番（持原委員） この件について、いとことか二いとこと、どの辺まで権利があるんですか。どういう立場の方が弁護士に依頼されるんですか。

○事務局（加藤） 家庭裁判所の審判で、こちらの弁護士が相続財産清算人に決まっております。家庭裁判所への申立の経緯については、把握しておりません。

○14番（持原委員） 別件で相談を受けたことがありまして、こういったケースの流れについて、また教えてくれませんか。結論は出なくていいですから。

○事務局（加藤） 分かりました。

○14番（持原委員） よろしくお願ひします。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、3ページを議題とします。

○事務局（加藤） 番号105、106、107、4ページの番号108を御覧ください。関連がありますので、併せて御説明いたします。

本案件は、新規就農法人からの申請です。受人の代表は、平成30年2月から就農し、農作物の生産を学びながら独自で販売について学び、今回、生産から販売までを行いたいと考え、本申請に至ったものです。

なお、本案件は、解除条件付で農地を賃貸借する申請です。

通常、法人が農地を買ったり借りたりする場合、農地所有適格法人として様々な要件を満たさなければいけません。ただし、農地所有適格法人でなくても例外的に農地を借りる許可を出す規定があり、その場合、農地を適正に利用しない場合はすぐに貸借契約を解除して、農地を返却する、などの条件付きでの許可となります。

この解除条件付貸借許可の場合、全耕作要件等に加え、契約解除についての条件が契約書に書かれていることや、地域での役割分担を行うこと、役員などに1名以上農

作業等に常時従事する者がいること、などの要件があります。

3条の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、4ページから5ページの112番までを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、5ページから6ページの116番までを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、6ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、7ページを議題とします。

○事務局(加藤) 番号119を御覧ください。

本案件は、新規就農者からの申請です。申請人は、令和5年7月から1年間、農業研修を受講予定で、研修終了後、本格的に就農をするため、自ら営農を計画し、本申請に至ったものです。3条の農地の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長(松田) 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

議案第43号農地法第4条許可について、8ページを議題とします。

○事務局(加藤) 農地法第4条許可について説明します。

農地法第4条許可につきましては、法第4条第2項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しています。

なお、案件において、追認案件がありますが、始末書の提出もあり、立地基準・一般基準を満たしていることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長(松田) 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第 44 号農地法第 5 条許可に係る事業計画変更について、9 ページを議題とします。

○事務局（加藤） 事業計画変更について説明します。

事業計画変更につきましては、農地法関係事務処理要領により、転用許可後に、転用事業者が、転用目的の変更を希望した場合、また転用事業者に代わって、転用を希望する者があるときには、事業計画変更申請を行わせ、変更の承認について審査することとされています。

計画変更の承認に当たっては、変更後の周辺農地への影響や事業の実現可能性等が変更前と比較して同程度であるか、変更後の事業も転用許可基準により許可相当と認められるかについて審査しています。

それでは、案件について御説明いたします。

番号 4 を御覧ください。

本案件は、宮崎市佐土原町東上那珂の農地に植林する目的で、農地法第 5 条の転用許可申請を行い、平成 8 年 1 月 25 日に許可を得ていますが、転用が実行されずに現在に至っています。今回、転用実行者を承継人に、用途も露天資材置場に変更し、また、変更後の転用申請においても立地基準・一般基準を充足していることから、議案として上程したものです。

なお、転用申請は、15 ページの議案第 45 号番号 129 番で別途議案として上程しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（松田） 全会一致、承認することに決しました。

議案第 45 号農地法第 5 条許可について、10 ページを議題とします。

○事務局（加藤） 農地法第 5 条許可について説明します。

農地法第 5 条許可につきましては、法第 5 条第 2 項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断して、一時転用を含め、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しています。

それでは、案件について説明します。

番号 117 を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市吉村町在住の個人など 2 名、受人は宮崎市大島町に本拠を置く建築業を営む法人です。

お手元の「農地法第 5 条許可資料」を御覧ください。

1 ページに位置図、2 ページに航空写真、3 ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照ください。

申請地は、1 ページの位置図のとおり、宮崎市神宮東にあります宮崎神宮駅から北東に約 1.5Km の場所に位置する土地です。本案件は、申請地を露天駐車場等として利用したく申請に及んだものです。申請地の農地区分は、市街地に近接する 10 ヘクタール未満の農地で「第 2 種農地」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、ブロックを設け土砂の流出を防ぎ、雨水は地下浸透で処理することから、周辺農地への影響はないものと思われまます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

次に、番号 118 を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市源藤町在住の個人、受人は宮崎市大字跡江に本拠を置く土木業を営む法人です。申請地は、宮崎市大字跡江にあります生目の杜運動公園から東に約 1.5Km の場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに、申請地を露天資材置場として利用していたことから、追認申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、「農業振興地域」の「農用地区域」となりますが、不許可の例外である「一時転用」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、境界から1メートル以上距離を取ることで土砂の流出を防ぎ、雨水は地下浸透で処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

また、同様に「第1種農地」で「一時転用」に該当している案件は、12ページの番号121です。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

なお、117番については、7月12日開催の常設審議委員会に諮問いたします。

次に、11ページを議題とします。

○事務局（加藤） 番号119、120を御覧ください。関連がありますので、併せて御説明いたします。

申請人のうち、渡人は都城市在住の個人、受人は宮崎市大塚町に本拠を置く自動車整備業を営む法人です。申請地は、宮崎市大字跡江にあります生目の杜運動公園から北東に約1.2Kmの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に自動車整備工場を建築したく申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「主要道路の沿道区域内に設置される沿道サービス施設」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、周囲にブロック及びフェンスを設け土砂の流出を防ぎ、雨水は地下浸透で処理します。また、工場内で発生した汚水等については、敷地内に設けられた3層油水分離層にて処理後、公共下水に接続し、隣

接する農業用水路には汚水等が流出しないよう十分対策を講じることから、周辺農地への影響はないものと思われます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、12 ページから 13 ページの 123 番までを議題とします。

本人に関わる案件がございますので、24 番松田真郎委員の退室を求めます。

（24 番松田真郎委員退室）

○事務局（加藤） 番号 122 を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市堀川町在住の個人、受人は宮崎市佐土原町下田島在住の個人です。申請地は、宮崎市佐土原町下田島にあります佐土原総合支所から北西に約 2.7Km の場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに、申請地の一部を農機具置場として利用し、今回新たに露天駐車場として利用したく追認申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第 1 種農地」となりますが、不許可の例外である「集落接続」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、周囲にブロックを設け土砂の流出を防ぎ、雨水は地下浸透で処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

その他の案件においても、追認案件がありますが、始末書の提出もあり、立地基準・一般基準を満たしていることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

24番松田真郎委員の入室を求めます。

(24番松田真郎委員入室)

○議長(松田) 次に、13ページから14ページの125番までを議題とします。

御意見ございませんか。

○23番(蛭原委員) 今回のこの議案とは関係ないんですが、申請番号124番、125番について伺います。

持分の所有権移転というのは、2分の1、2分の1だと、その内2分の1だけの農地の所有権移転というのは認められるのか。そういう案件がもしあったら可能なのでしょうか。

○事務局(加藤) 持分だけの所有権移転は可能です。

○23番(蛭原委員) 所有者が複数人の耕作放棄地があり、持ち分50分の1の所有者から農地を買った場合、買い手は50分の1を耕作できるのか相談を受けておりますので、今回お伺いしました。

○事務局(加藤) あくまでも3条要件を満たし、農地を取得できる農家であれば、問題ありません。

○23番(蛭原委員) 分かりました。

○議長(松田) ほかに御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、14ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、15 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、16 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、許可相当とすることに決しました。

議案第 46 号農用地利用集積等促進計画(案)につきましては、17 ページから 18 ページの 139 番及び別紙 1 を議題とします。

○事務局(藤岡) 議案第 46 号農用地利用集積等促進計画(案)につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対し要請するため、今回、議案として上程するものでございます。

促進計画による貸借につきましては、新規分が 17 ページの番号 134 番から 18 ページの番号 139 番までの 6 件、変更分が別紙 1 に記載しております番号 1 番から番号 4

番までの4件でございます。

なお、変更分につきましては、農地中間管理機構・耕作者間の契約期間中に耕作者が変更となるものでございます。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

議案第47号農用地利用集積計画の決定について、19ページから43ページの420番までの利用権設定分を議題とします。

本人に関わる案件がございますので、16番佐藤裕次郎委員の退室を求めます。

（16番佐藤裕次郎委員退室）

○事務局（藤岡） 議案第47号農用地利用集積計画の申出につきましては、市の基本構想に適合することや、農地の効率的利用、農作業の常時従事などの各要件を満たしていると考えられ、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定するため、今回、議案として上程するものでございます。

利用権設定につきましては、19ページの番号380番から43ページの番号420番までの41件でございます。

内訳といたしましては、使用貸借権の再設定が7件、新規設定が7件、賃借権の再設定が5件、新規設定が21件、中間管理の特例事業による貸借が1件となっております。

また、42ページの番号420番につきましては、農地中間管理機構が行います特例事業によるもので、後ほど説明します48ページの番号429番により、農地中間管理機構である公益社団法人宮崎県農業振興公社が農地を買い受け、買い手候補者に最長4年10か月間農地を貸し付けた後に、農地を売り渡すものでございます。

以上、御審議方よろしく願いいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

16 番佐藤裕次郎委員の入室を求めます。

（16 番佐藤裕次郎委員入室）

○議長（松田） 次に、44 ページから 49 ページの 430 番までの所有権移転分を議題とします。

本人に関わる案件がございますので、16 番佐藤裕次郎委員、19 番川越達也委員の退室を求めます。

（16 番佐藤裕次郎委員、19 番川越達也委員退室）

○事務局（藤岡） 農用地利用集積計画の申出のうち、所有権移転につきましては、44 ページの番号 421 番から 49 ページの番号 430 番までの 10 件でございます。

47 ページの番号 428 番につきましては、1 ページの議案第 42 号番号 96 番と関連し、公益社団法人宮崎県農業振興公社が買い受け、不動産割賦売買契約に基づき農地法第 3 条使用収益権を設定し、期間満了後に売り渡すものでございます。

また、48 ページの番号 429 番につきましては、42 ページの番号 420 番と関連し、公益社団法人宮崎県農業振興公社が買い受け、一時貸付けの後に売り渡すものであり、49 ページの番号 430 番につきましては、公益社団法人宮崎県農業振興公社が買い受け、農地の一時貸付けが終わり、売り渡すものでございます。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

16 番佐藤裕次郎委員、19 番川越達也委員の入室を求めます。

（16 番佐藤裕次郎委員、19 番川越達也委員入室）

○議長（松田） これより報告案件を議題とします。

事務局次長に説明を求めます。

○事務局（西領） 本日の報告案件につきまして御説明いたします。

報告書表紙の裏面を御覧ください。

報告第 35 号は、農地法第 4 条第 1 項第 7 号に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 1 件でございます。

報告第 36 号は、農地法第 5 条第 1 項第 6 号に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 14 件でございます。

報告第 37 号は、農地法第 4 条第 1 項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 3 件でございます。

報告第 38 号は、農地法第 5 条第 1 項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 20 件でございます。

報告第 39 号は、「農地法第 3 条の 3 相続等による権利移動について」でございまして、その数 21 件でございます。

なお、報告第 35 号、第 36 号につきましては、局長の専決処分により受理されたもので、備考欄等に専決日を記載しております。

第 37 号、第 38 号につきましては、過去の総会において承認されたもので、それぞれ会長の専決処分により許可されたものでございます。

報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（松田） ただいま専決処分等につきまして報告がありましたが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御意見なければ、報告案件はこれにて終わります。

本日の総会はこれをもって閉会してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御異議なしと認めます。よって、令和5年第7回宮崎市農業委員会総会を閉会いたします。

午後3時52分閉会